

第12次鳥獣保護管理事業計画の概要

【鳥獣保護管理事業計画】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条の規定に基づき環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」に即して、同法第4条の規定に基づき都道府県知事が定める鳥獣保護管理事業の実施に関する計画である。

第1 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

	第11次計画終了時	期間更新	第12次計画終了時
箇所数	80箇所	28箇所	80箇所
面積(ha)	29,946.73 ha	12,092.53 ha	29,946.73 ha

2 特別保護地区の指定

	第11次計画終了時	再指定	第12次計画終了時
箇所数	12箇所	5箇所	12箇所
面積(ha)	488 ha	280 ha	488 ha

3 休猟区の指定

	第11次計画終了時	新規指定	第12次計画終了時
箇所数	1箇所	2箇所	1箇所
面積(ha)	1,210 ha	3,150 ha	1,060 ha

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

放鳥獣は実施しない。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 捕獲等の許可を行うに当たり、捕獲目的に応じて許可基準等を設定する。
(目的の区分：学術研究、鳥獣の保護、鳥獣の管理、その他特別な事由)
- 鳥獣の管理の目的での捕獲について、一定の場合は狩猟免許を有しない者も許可対象者とする。
- 愛玩飼育のための鳥獣の捕獲は許可しない。

第5 特定獵具使用禁止区域に関する事項

1 特定獵具使用禁止区域の指定

	第11次計画終了時	再指定	第12次計画終了時
箇所数	74箇所	37箇所	73箇所
面積(ha)	33,640.9 ha	16,291.4 ha	32,564.9 ha

第6 特定計画の作成に関する事項

生息数の減少や生息地の縮小等により絶滅のおそれがある第一種特定鳥獣を対象として保護計画を、生息数の著しい増加や生息地の拡大等により農林水産被害等を引き起こしている第二種特定鳥獣を対象として管理計画を作成する。

イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ（計画期間：平成29年4月1日～34年3月31日）

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

中山間地域研究センターが主体となり、国の機関・大学等教育機関の協力により実施する。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

- 1 鳥獣保護管理員を設置し、違法飼養の取締り等を行わせる。
- 2 鳥獣保護管理の担い手となる人材育成及び確保を図るため、研修等を実施する。

第9 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項

- 1 傷病鳥獣救護の基本的な対応
救護する鳥獣種は、原則として農林水産被害や生活環境被害となっているものを除く。
- 2 安易な餌付けの防止についての呼びかけや、鳥獣捕獲等禁止制度及び鳥獣関係法令全般の普及徹底を図る。
- 3 感染症の対応
高病原性鳥インフルエンザ等の、人と動物の共通感染症への適切な対応を実施する。
- 4 愛鳥週間ポスターの募集や自然観察会の開催により、鳥獣保護思想の普及を図る。
- 5 小・中・高等学校の児童・生徒の自然保護及び鳥獣保護への関心を高めるため、愛鳥モデル校の指定に努める。
- 6 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定
キジ・ヤマドリの捕獲禁止区域を指定する。
ニホンジカ捕獲禁止区域は自然環境保全審議会の意見を聞き、継続指定等を検討する。

（計画期間内）

新規	9箇所	25,645 ha
更新	2箇所	8,728 ha